

平成29年10月1日から適用	平成29年4月1日から適用	現行
<p>(下請負人の健康保険等加入義務等)</p> <p>第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。</p> <p>一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。</p> <p>一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合において、受注者が、発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出したとき 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合 イ 受注者が、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としており、発注者が認め、その旨を通知した日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に確認書類を発注者に提出した場合 ロ 前号に定める特別の事情があると発注者が認める場合</p> <p><u>3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p>一 <u>当該社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号に定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号に定める特別の事情があると認められたにもかかわらず、同号に定める期間内に確認書類が提出されなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額</u></p> <p>二 <u>当該社会保険等未加入建設業者が前項第二号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める期間内に確認書類が提出されず、かつ、同号ロに定める特別の事情があると認められなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額</u></p>	<p>(下請負人の健康保険等加入義務等)</p> <p>第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を<u>下請負人</u>としてはならない。</p> <p>一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。</u></p> <p>一 <u>受注者と直接下請契約を締結する下請負人 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合において、受注者が、発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出したとき</u></p> <p>二 <u>前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合 イ 受注者が、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としており、発注者が認め、その旨を通知した日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に確認書類を発注者に提出した場合 ロ 前号に定める特別の事情があると発注者が認める場合</u></p> <p><u>3 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号に定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号に定める特別の事情があると認められたにもかかわらず、同号に定める期間内に確認書類が提出されなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p>	<p>(<u>受注者の契約の相手方となる</u>下請負人の健康保険等加入義務等)</p> <p>第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を<u>下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。)</u>の相手方としてはならない。</p> <p>一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 発注者が、受注者が第1項の規定に違反していると認める場合又は前項前段に定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同項後段に定める期間内に書類を提出しなかった場合において、受注者は、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p>